

発達障害等に対する総合支援基本構想に係る調査業務委託仕様書

1. 業務名

発達障害等に対する総合支援基本構想に係る調査業務委託

2. 業務目的

山梨県では、急増する発達障害等に係る医療ニーズに対応し、高度な医療提供体制を構築するため、こころの発達総合支援センターを移転し、人的・機能的に充実強化を図るとともに、情緒障害児短期治療施設を併設する高度で先進的な医療センターを整備することとしたところである。

こうしたことから、発達障害等に対する高度で先進的な医療センターの整備にあたっては、発達障害等に対する本県の医療環境の現状を分析し、県内医療機関の役割分担や連携などを整理するとともに、他道府県等の情緒障害児短期治療施設の状況を収集し、運営形態や施設機能、設置場所等を調査・分析する必要があることから、調査業務を実施する。

3. 業務委託期間

契約確定日の翌日から平成29年3月31日（金）まで

4. 業務内容

本業務は、以下の内容について行う。

(1) 全国の情緒障害児短期治療施設調査

- ・調査内容 他道府県、政令指定都市で設置または計画している情緒障害児短期治療施設を調査
- ・調査項目 立地条件（関連施設の集積）、施設規模（施設内容、構造・面積）、施設機能（医療・心理支援、教育支援等）、職種別職員数、運営形態、経費（建設費及び財源、収入及び運営費）、定員及び実績（開設後5年間及び現在）、学校施設（学校形態、建設費及び財源、職種別職員数）、道府県の財政支援（建設用地含む）、隣接する関係機関（大学病院や発達障害者支援センター等）との連携事例 など

(2) 発達障害等に係る県内患者需要調査

(ア) 福祉施設調査

- ・調査内容 山梨県児童相談所が措置した児童のうち、情緒障害児短期治療施設への措置が望ましい児童数を調査
- ・調査対象先 乳児院(2)、児童養護施設(7)、児童自立支援施設(1)、ファミリーホーム(5)、里親(委託里親数 54家庭) ※ () 内は施設数

(イ) 小中学校調査

- ・調査内容　　こころの発達総合支援センターや情緒障害児短期治療施設の対象となる児童生徒数を調査
- ・調査対象先　特別支援学級（自閉症・情緒障害）（177）、通級指導教室（発達障害・情緒障害）（15）を設置している小中学校 ※（）内は小中学校数

(ウ) 医療機関調査

- ・調査内容　　発達障害等に係る診療を行っている県内医療機関に対して、診療状況に係る現状分析（対象疾患、患者数等）及び課題抽出を行う調査
- ・調査対象先　こころの発達総合支援センター、県立北病院、あけぼの医療福祉センター、県立中央病院、山梨大学医学部附属病院、国立病院機構甲府病院、開業医（10数医院程度）等

(3) 発達障害等に対する総合支援基本構想策定委員会及びワーキンググループ会議の会議資料作成支援、会議議事録作成支援等

（6回程度予定）

下記内容について、会議資料の作成支援を行う。

(ア) 発達障害等に係る高度で先進的な医療センターの機能・規模等に関する調査・分析

- ・こころの発達総合支援センターに必要とされる機能、人員体制、設備・機器等の調査・分析、待ち期間シミュレーション等の作成
- ・本県に必要とされる情緒障害児短期治療施設の機能、運営形態、人員体制、学校機能、整備・運営費等の調査・分析・シミュレーション
- ・こころの発達総合支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童相談所の連携、設置場所の整理

(イ) 発達障害等に係る県内各医療機関の役割分担

- ・発達障害等に係る県内医療機関の現状分析（対象疾患、患者数等）、課題抽出、役割分担、連携方法等の整理
- ・関係医療機関、福祉施設に係る診療・入所基準の整理

(4) 発達障害等に対する総合支援基本構想（案）の作成支援

- ・県の指示及び前述の(1)～(3)の結果に基づき作成する。

5. 業務のスケジュール（見込み）

(1) 会議資料及び会議議事録の作成

6月～11月の間に、6回程度開催する予定。また、最終回は、発達障害等に対する総合支援基本構想（案）の作成を予定。

(2) 報告書の提出

成果品を3月末までに提出すること。

※ スケジュールは見込みであり、若干変更となる場合があります。(その都度、受託者と協議します。)

6. 業務の進め方

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに調査分析についての工程表を作成し、県へ提出すること。

(2) 受託者は、報告書の構成案を作成し、県へ提出して承認を受けること。

(3) 受託者は、作成状況等について、随時県へ資料を示して分かりやすく報告し、県と協議を行いながら本委託業務を進めること。

7. 本委託業務の遂行に当たっての注意事項

(1) 本委託業務を遂行するに当たっては、受託者は、本業務の内容及び目的を十分理解した、データの統計処理及び医療計画等について十分知識・経験のある職員を適切に配置し、正確かつ丁寧に業務を行うこと。

(2) 受託者は県と協議した内容に従って委託契約の履行に当たることとし、委託内容に疑義が生じた場合は、直ちに県に照会すること。

(3) データの集計・分析や資料作成については、県と十分に調整を行うこと。

(4) 県は、必要があると認められるときは、受託者に対して業務の実施状況等について報告を受け、または説明を求める等の措置を行うことができるものとする。

8. 成果物に関する権利等

(1) 従前より有している著作権又は第三者の著作権を除き、本委託業務において作成された一切の図書類、電子情報等、成果物の著作権は全て県に帰属する。

(2) 受託者は、本委託契約終了後も含め、業務の成果等を県の承諾を受けないで自ら使用し、他の者に公表、貸与及び使用させてはならない。

(3) 受託者は、本委託期間経過後といえども、成果物に文書や数値の誤り等も含め瑕疵が発見された場合には、県との協議に基づき、速やかに成果物の訂正、補足その他の措置を講じなければならない。また、これに要する費用は、全て受託者の負担とする。

9. 成果品及び納品場所

受託者は、成果品を以下のとおり作成し、県に提出すること。報告書はいずれもMicrosoftWord又はMicrosoftExcel、MicrosoftPowerPointで作成し、PDFデータも合わせて提出すること。

(1) 成果品について

ア 報告書「発達障害に対する総合支援基本構想に係る調査報告書」

80部フルカラー

イ 報告書「発達障害に対する総合支援基本構想に係る調査報告書(概要版)」

ウ 上記報告書内容及び概要説明資料を記録したCD等の電子媒体一式

(2) 納品場所

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

山梨県福祉保健部医務課高度医療推進担当

055-223-1449

10. 守秘義務

本委託に関するデータ類は、委託の目的以外に使用してはならない。また、委託業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては県と協議すること、そのほか、個人情報については別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」の内容を順守すること。

11. 委託料の支払

本件の委託料の支払は、納品物を受理し、検査合格後に一括払いする。

12. その他

- (1) 受託者は、本委託業務の実施に際して、仕様書に定める事項に疑義が生じた場合には、独自の判断あるいは従前の例によることなく、遅滞なく県と協議の上、対応を決定すること。
- (2) 県は、受託者に本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (3) 本委託履行（納品物の納入を含む。）に際して、県が提供するもの以外の必要な費用はすべて受託者の負担とする。